

不利益処分の処分基準

処 分 名	森林施業計画の取消し		
根拠法令及び条項	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 16 条		
所 管 部 課 名	経済部 産業観光課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案に応じ個別に判断するものとする。 	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			